

会議概要報告

1. 会議の名称	第2回潟上市上下水道事業経営審議会
2. 開催日時及び場所	令和5年5月17日(水) 午前10時00分～午前11時34分 潟上市役所 3階 第1・2会議室
3. 委員等の人数	委員10人
4. 出席委員等の人数	委員10人
5. 議題	(1) 経営を取り巻く状況について (2) 水道料金について
6. 傍聴者の数	0人
7. 会議資料の名称	・会議次第 ・事前配付資料 ・潟上市新水道ビジョン(概要版) ・資料1
<p>【会議要旨】</p> <p>(1) 施設の更新は基幹施設のみを行うことを決定した。</p> <p>(2) 料金は改定後、5年周期で見直しすることを決定した。</p> <p>(3) 料金体系は口径別とし、具体的な改定案については今後審議する。</p>	
<p>【会議録】</p> <p>開会</p> <p>◇議事 1. 経営を取り巻く状況 (事務局説明)</p> <p>【施設の老朽化の状況について(潟上市新水道ビジョン(概要版)1枚目)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化は今後10年で大きく進み、特に管路では令和3年度の老朽化率は13%だが、10年後には34%と大きく進む。 <p>【施設の整備計画について(潟上市新水道ビジョン(概要版)2枚目)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市としてはすべての施設の更新は困難なため基幹的施設等(以下、「基幹施設」と表記する。)のみを更新する考え。40年間の事業費は182億円。ただし、基幹施設のみ更新でも料金改定が必要となる。 ・望ましい経営の基準は、次の3つ。①損益黒字の維持、②給水収益の1年分の資金残高の確保、③料金の5年周期での見直し <p>【財政シミュレーションについて(事前配布資料1～3ページ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行料金のまま、企業債を借り入れ、40年間の事業費182億円を見込んだ場合、令和8年度から損益赤字になり、令和35年度から資金残高の確保ができなくなる。 ・5年ごとに料金改定を実施し、企業債を借り入れ、40年間の事業費182億円を見込ん 	

だ場合、損益黒字と資金残高を維持することが可能になる。

- ・損益黒字と資金残高の維持のために必要な令和 6 年度の料金改定率は 23%。ただし、令和 11 年度から損益収支が赤字になるため、再度料金の見直しが必要。

○会長

基幹施設とは、どのような施設ですか。

●事務局

浄水場、ポンプ場などの施設と、潟上市では配水管のうち口径 100mm 以上の管として
います。

○A 委員

事前配布資料 2 ページでは令和 6 年度の料金改定率が 16%と記載されていますが、3
ページでは 23%になっています。なぜ違うのでしょうか。

●事務局

2 ページは新水道ビジョンからの抜粋で、令和 2 年度決算を基にした試算です。令和 2
年度決算と令和 3 年度決算を比較すると収入の落ち込みがありましたので、そのことを
踏まえ、3 ページでは令和 3 年度を基にした試算をしています。その結果、算出された料
金改定率が 23%です。

○B 委員

現在、電気料金が高くなっていますが、省エネ効果が高い設備を導入することは検討
していますか。また、今後、電気代がさらに高騰した場合、水道料金を値上げする考え
でしょうか。

●事務局

施設の更新の際にはインバーターの設置等、節電対応を進めていきますが、更新時期
までは現在の設備を使い続けることとなります。料金改定率には昨今の電気代の高騰、
金利の増加も見込んでおりますが、水道事業全体での割合は多くはなく、今回の料金改
定は、主に施設の老朽化に対する更新費用を確保するために行います。

○C 委員

3 ページの補助金収入について、令和 6 年度から減少し、令和 12 年度以降は増加しま
すが、なぜ増減するのでしょうか。

●事務局

管路更新に対する補助金のため、その年の管路更新の事業量に応じて変動します。

○D委員

市民目線では、ほかの自治体との料金の差が気になります。自治体ごとに水源の種類等の状況が異なり、単純な比較はできないと思いますが、状況に近い自治体の事情や料金・単価を比較できる資料がほしいと思います。

●事務局

次回までに資料を準備します。

○E委員

私たち市民にとっては、水道水を安全に使えることが1番大事だと思います。水道料金の値上げによって生活は厳しくなりますが、潟上市の水は安全だと広報することでご理解をいただけるのではないかと思います。学校では浄水場の見学はしていますが、大人の方にも関心を持っていただければよりよいと思います。

○会長

皆さまに確認します。全部の施設を更新の対象にするのではなく、基幹施設のみを更新の対象にすること、料金改定は5年周期で行うことについて、市の提案のとおり進めることを決定してよろしいでしょうか。なお、料金改定率23%は議論を進めるための暫定的な基準とします。

(異議なし)

◇議事 2. 水道料金について

(事務局説明)

【水道料金の決定方法について（事前配付資料4～5ページ）】

- ・水道料金は、水道事業の総括原価を基に決定する。総括原価は、性質別に「需要家費」「固定費」「変動費」に分類される。総括原価と水道料金の対応としては、需要家費は基本料金に、変動費は超過料金に対応する。固定費はそれぞれの水道事業者の考えによって基本料金と超過料金に振り分ける。
- ・今後5年間の平均総括原価を626,503千円と見込む。

【料金改定案について（事前配布資料6～8ページ、資料1）】

- ・現行の料金体系は用途別だが、同じ口径でも用途により料金が異なること、生活様式の多様化により用途の判別が難しくなっていることから、口径別に改めたい。
- ・口径別は、水道メーターの口径の大きさにより料金に差をつける体系。口径が大きい

ほど維持管理費が高くなることに基づく。

- ・固定費の振り分け、料金設定の例として、3つの改定案を掲示した。

○D 委員

人件費が固定費に計上されていますが、人件費は総括原価から除くべきではないでしょうか。水道事業の職員は市の職員だと思いますが、人件費は水道事業から出ているのですか。もしそうなら、水道事業が赤字になった場合は、職員の給料はどうなるのですか。

●事務局

水道事業の職員の人件費は、水道事業会計に計上されています。水道事業が赤字になった場合は、一般会計からなんらかの補填をすることになります。

○C 委員

電気料金は、変動費の動力費に含まれていますか。

●事務局

含まれています。

○会長

現在の用途別の料金体系が複雑ですのでシンプルな口径別に改めたいという市の考えについて、ご意見やご質問はありませんか。

○F 委員

口径別が良いかは今のところ判断が付きませんが、シンプルにするという部分については賛成です。

○G 委員

水道の口径とはそもそもどのようなものですか。

●事務局

使用場所に引き込まれている水道管の直径です。口径 13mm、口径 20mm などの規格があり、家庭用では口径 13mm が最も多いですが、近年は口径 20mm のお宅が増えています。口径 13mm と口径 20mm で潟上市の 97%を占めています。口径 25mm 以上の使用場所は事業所がほとんどです。

○G 委員

口径はどのように決めているのでしょうか。

●事務局

水道業者が宅内の栓数（蛇口の数）に応じて水理計算により必要な水圧を算出して設計しています。近年の住宅は栓数が昔よりも増えていて、2階で使用する場合もあるため、口径 20mm が一般的です。

○会長

口径別の料金体系にした場合、口径 20mm から口径 13mm に変更したくなるケースがあると思いますが、変更する場合、市ではなく建築業者が施工するのですか。

●事務局

市では施工できませんので、水道業者と相談して行っていただくことになります。

○F 委員

口径別の料金の差が大きい場合、口径を小さくしたい方が出てくると思いますので、料金の差は小さくした方がよいと思います。

●事務局

改定案 1 では口径 13mm と口径 20mm の基本料金の差が 2 倍以上となっておりますが、口径 13mm と口径 20mm を同額にすることも考えられます。今後検討し、お諮りします。また、口径 25mm 以上の使用場所については、事業所がほとんどで、一定の水圧が必要であるため口径の変更ができない施設が多いと見込んでいます。

○H 委員

私は自宅が口径何 mm なのか把握していません。ほかの市民の皆さまも同様だと思います。単にこの口径ではこの料金になると言われてもわからないと思いますので、丁寧な説明が必要だと思いますし、わかりやすい料金体系にするのが 1 番だと思います。

○会長

このような一般の市民の目線を取り入れていくことが審議会の趣旨でもありますし、これから料金体系を決めていくにあたって重きを置いていく部分だと思います。

○D 委員

有収率について、前回の資料では、有収率は令和 2 年度 83.9%、令和 3 年度 81.8%に

なっていて、約 2 ポイントの変動があります。有収率が 1 ポイント増えることによって水道料金の収入はどのくらい変わりますか。また、管路の更新によって有収率が増え、収入も増えると思いますが、その分を見込んだ上で 23% という料金改定率を算出したのでしょうか。

●事務局

有収率は、例えば 80% の場合、20% の水が漏れていることを表しています。有収率が変動しても、収入は変わりませんが、総括原価のうちの変動費は変わることになります。変動費は約 9,000 万円です。有収率が 1 ポイント増えますと、この費用が 1 ポイントあたり換算分だけ減っていくことになります。

○会長

管路の更新に伴って漏れていく水が減りますが、直していくそばから壊れていく管路もありますので、見込みがすぐに立てられないのだと思います。事務局には今後シミュレーションに盛り込んでいただくか、あるいは盛り込めない理由を添えた資料を提出していただきたいと思います。

○会長

料金体系は口径別にして議論を進め、次回以降は、具体的な改定案の策定に進んでいきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

ほかに確認したいことはございますか。

○I 委員

料金改定案を作る際、何人世帯ではいくら増えるのかの試算を加えていただきたいと思います。

●事務局

そのように作成します。

(次回のスケジュールを決定)

・次回審議会の開催は、6 月 26 日 10 時とする。

(次回から議事録は事前送付とすることを決定)

(議事録確認者 2 名を決定)

閉会